

亀山市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第41号

亀山市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

亀山市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和5年亀山市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「又は住民基本台帳カード（顔写真・住所記載のあるもの）」、「（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）」、「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」及び「（ただし個人番号通知カードは不可）」を削る。

様式第3号中「（ただし個人番号通知カードは不可）」を削る。

様式第16号中「又は住民基本台帳カード（顔写真・住所記載のあるもの）」、「（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）」、「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」及び「（ただし個人番号通知カードは不可）」を削る。

様式第17号中「（ただし個人番号通知カードは不可）」を削る。

様式第25号中「又は住民基本台帳カード（顔写真・住所記載のあるもの）」、「（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）」、「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」及び「（ただし個人番号通知カードは不可）」を削る。

様式第26号中「（ただし個人番号通知カードは不可）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。